

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

警察庁 最終的な調整結果

整理番号	286	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	286)			提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

在留カードの再交付手続の簡素化

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

警察庁、法務省

求める措置の具体的内容

在留カード再交付時の「在留カードの所持を失ったことを証する資料」の添付を不要とするよう、出入国管理及び難民認定法施行規則を改正すること
添付省略が不可能なのであれば、遺失届受理番号で足りるようにするなど、手続の簡素化に向けて出入国在留管理庁(全庁)の取扱いを統一すること

具体的な支障事例

在留カードの再交付手続の簡略化
出入国在留管理庁長官が、本邦に在留する外国人中長期在留者に交付する「在留カード」に関しては、当該カードを紛失等した場合の措置について、「在留カードの所持を失ったことを証する資料1通」を添付して再交付申請するよう規定されている(出入国管理及び難民認定法施行規則第19条の11第1項)。
この「在留カードの所持を失ったことを証する資料」(本県では原則として警察署長名の遺失届出証明を作成している。)を作成する際、紛失者に記入させる、内容の説明をするなどの必要があるが、日本語をあまり理解していない外国人の対応をすることが多く、説明等に多くの時間を要し(40分～60分/1回)紛失者側と警察側の双方に負担となっている。
在留カードの再交付に関する遺失届出証明書の発行数:656件(令和5年1月～12月)

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当県ホームページにおいて住民・事業者から意見を募集したところ、「遺失届出証明は遺失届を受理したことを証明するものでしかなく、遺失届には所持を失ったことを証明する能力はない。(例えば、遺失日時等が不明でも受理される。)さらに、遺失届をした警察署に出頭して申請する必要があるため、遠方で遺失し地元署に届け出をした場合、交付を受けるのは困難である。」旨の要望が寄せられた。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

提案の実現により県民及び行政の負担軽減につながる。

根拠法令等

出入国管理及び難民認定法第19条の12
出入国管理及び難民認定法施行規則第19条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

豊橋市、高知県、福岡市、宮崎県

—

各府省からの第１次回答

在留カードの紛失による再交付の申請においては、出入国管理及び難民認定法施行規則第19条の11第1項により規定される「在留カードの所持を失ったことを証する資料」として、遺失届出証明書等の提出を求めており、在留カードの紛失を前提とする手続である以上、紛失したことを確認する必要があるため、同施行規則を改正することは困難である。

他の身分証明書の再発行手続において、遺失届出証明書を求めず遺失届出の受理番号を用いて再発行手続を行う例も踏まえ、「在留カードの所持を失ったことを証する資料」を遺失届出受理番号で足りるようにする等の手続の簡素化については、実現可能性を含めて関係機関とともに検討を進めてまいりたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

「在留カードの所持を失ったことを証する資料」を遺失届出受理番号で足りるようにする等の手続の簡素化について、検討を進めていただけるとのこと、感謝申し上げます。

遺失届出証明書は遺失届を受理したことを証明する届出証明であり、所持を失った事実を証明するものではない。このことに照らせば、遺失届出証明書を遺失届出の受理番号に代える不都合はないと考えられるところであり、提案の実現に向けて検討いただきたい。

また、提案のスケジュール感及び実現可能性について懸念される事項があれば、ご教示いただきたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第２次回答

在留カードの紛失による再交付の申請手続の簡素化に係る支障等については、現在調査中であり、早期に結論が得られるよう引き続き関係機関とともに検討を進めてまいりたい。

令和６年の地方からの提案等に関する対応方針（令和６年１２月２４日閣議決定）記載内容

４【警察庁（２）】【法務省（５）（い）】

出入国管理及び難民認定法（昭２６令３１９）

在留カードの紛失等による再交付の申請（１９条の１２第１項）については、申請者及び都道府県の事務負担を軽減するため、在留カードの所持を失ったことの確認に当たって、警察の発行する遺失届出証明書等の提出を不要とすることの可否について検討し、令和７年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。